

# 支援対象児童等見守り強化事業 概要

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 調整係長 福井 充

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 見守り支援体制強化が必要な背景

- 児童虐待相談対応件数は児童相談所・市区町村ともに増加傾向にあり、**ニーズ・状況の把握や支援を必要とする家庭が顕在化**
- 子育て家庭においては養育に不安・悩みがあるものの**相談・共有できる場がない**傾向がある
- 学齢期においては不登校児童生徒数が過去最多であり、不登校児童生徒の約4割は、学校内外の機関等で**専門的な相談・指導を受けられていない状況**にある
- 死亡事例事案においても、行政や地域社会との**つながりが希薄**



**支援を必要とする妊婦・こども・家族が孤立しているため  
官民連携による状況把握や支援的アプローチが欠かせない**

# こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

## Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### ２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

#### （５）多様な支援ニーズへの対応

#### 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援

##### （虐待の未然防止）

- 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等に対するプッシュ型・アウトリーチ型支援を強化するため、こども家庭センターの全国展開を図るとともに、学校や地域とのつなぎ役の配置などにより、子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、必要な支援を届けるための体制整備を推進する。また、子育て世帯への訪問支援などの家庭支援事業を拡充するとともに、宅食などのアウトリーチ支援を充実する。
- 妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため、継続的に訪問支援を行う事業を実施するとともに、生活に困難を抱える特定妊婦等に対する一時的な住まいの23提供や、こどもの養育等に関する相談・助言等を行う事業に取り組む。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

## 事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

## 実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2/3（市町村1/3）、③：国2/3（都道府県1/3）

【補助基準額】①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

# 支援対象児童等見守り強化事業を実施している市区町村 (R6.10.1時点)

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名	
北海道	札幌市	埼玉県	三郷市	富山県	上市町	三重県	鈴鹿市	奈良県	宇陀市	佐賀県	伊万里市	大分県	日出町	
	登別市		白岡市		石川県		金沢市		名張市		平群町		吉野ヶ里町	九重町
	恵庭市		宮代町				加賀市		東員町		斑鳩町		佐世保市	玖珠町
青森県	弘前市	千葉県	館山市	福井県		福井市	滋賀県	大津市	和歌山県	田辺市	長崎県	大村市	宮崎県	都城市
	八戸市		松戸市		宝達志水町	紀宝町		かつらぎ町		対馬市		延岡市		
	五所川原市		市原市		福井市	大津市		湯浅町		雲仙市		日南市		
	十和田市		南房総市		敦賀市	長浜市		鳥取市		長与町		小林市		
	三沢市		横芝光町		大野市	甲賀市		鳥取市		波佐見町		日向市		
宮城県	仙台市	東京都	長南町	あわら市	野洲市	岡山県	岡山市	岡山県	倉敷市	熊本県	新上五島町	熊本県	えびの市	
	七ヶ浜町		品川区	越前市	京都市		笠岡市		宇城市		三股町			
	涌谷町		世田谷区	坂井市	宇治市		広島市		玉東町		高原町			
秋田県	秋田市	杉並区	永平寺町	亀岡市	大阪府	大阪市	広島県	呉市	大分県	南関町	大分県	新富町		
山形県	山形市	北区	高浜町	大田市		豊中市		府中町		大分市		鹿児島市	鹿児島市	
福島県	いわき市	板橋区	大町市	豊中市		山口県		下関市		別府市		鹿児島市	錦江町	
	矢祭町	足立区	東御市	高槻市	山口県	宇部市	中津市	徳之島町						
茨城県	土浦市	八王子市	北相木村	守口市		徳島県	徳島市	徳島県	徳島市	沖縄県	那覇市			
	龍ヶ崎市	府中市	富士見町	八尾市	香川県		観音寺市		佐伯市		うるま市			
	つくば市	町田市	高森町	松原市	姫路市	愛媛県	宇和島市	臼杵市	嘉手納町					
	つくばみらい市	日野市	岐阜市	岐阜市	松原市	香川県	観音寺市	津久見市	北谷町					
栃木県	那須塩原市	清瀬市	静岡県	浜松市	兵庫県	姫路市	高知県	高知市	大分県	大分市	鹿児島市	鹿児島市		
	さくら市	川崎市		沼津市		尼崎市		高知県		高知市		別府市	錦江町	
	芳賀町	平塚市		豊橋市		明石市		福岡県		福岡市		中津市	徳之島町	
群馬県	前橋市	鎌倉市	瀬戸市	東海市	奈良県	奈良市	福岡県	福岡市	大分県	大分市	鹿児島市	鹿児島市		
	太田市	逗子市	東海市	奈良市		久留米市		津久見市		那覇市				
埼玉県	本庄市	大和市	三重県	四日市市	奈良県	香芝市	福岡県	飯塚市	大分県	豊後大野市	都道府県数	44		
	鴻巣市	阿賀町		桑名市		葛城市		うきは市		由布市		市市区町村数	178	
		新潟県	阿賀町							国東市				

## (1)趣旨

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行う民間団体等も含む様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなぐことができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が支援の利用を申請できる仕組みや、中間支援法人を介した都道府県による実施形態を導入し、支援を必要とするより多くのこどもを把握して支援につなげる体制の強化を図る。

## (2)実施者

### (3)①の事業（アウトリーチ型の支援）

市町村が委託又は補助する、こどもに対する宅食等のアウトリーチ型の支援を行う民間団体等

### (3)②の事業（都道府県による中間支援法人を介した支援）

都道府県が委託又は補助する、次のすべての要件を満たす中間支援法人

ア 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有する（ただし、営利を目的とする法人は含まない）

イ こども宅食等を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の支援活動を行う民間団体であり、原則として、子育て支援に関する活動について1年以上の活動実績を有する

ウ 当該都道府県内の大部分の市町村にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であること。

※ア～ウをみたしていれば、アウトリーチ型の支援を直接実施している団体でも差し支えない

### (3) 事業内容

#### ① アウトリーチ型の支援

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されているこども等の居宅を訪問するなどして、以下のアを実施し、必要に応じてイからエを実施する。

また、実施にあたり、おむつ等の消耗品提供の充実や見守り支援を実施する人員の増員などにより巡回活動を強化する場合は、別に定めるところにより、加算する。

#### **ア** こども等の状況の把握

イ 食事の提供（配達等を含む。）

ウ 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

エ 学習習慣の定着等の学習支援

### (3) 事業内容

#### ② 都道府県による中間支援法人を介した支援

中間支援法人は、以下のアを実施するとともに、イ～エのいずれかに該当する事業を実施

**ア 宅食等を実施する民間団体等に向けた見守り支援に関する研修等を行うなどにより地域の見守り支援に係る環境を整備するとともに、支援の質を向上させるための取組を行う。**

**イ 民間団体等に対して、事業実施期間中のこども宅食等の運営等に係る費用やこども自身が申請できるよう周知啓発するリーフレット等の作成・配布に係る費用を助成するとともに、必要に応じて、運営に関するノウハウの提供や助言等を行う事業。**

**ウ 中間支援法人自らがこども宅食等を運営し、支援を必要とするこども等に対して食事の提供等を行い、こども等の状況を把握し必要に応じて市町村へこども等の状況を連絡する事業。(法人格のない団体や個人にこども宅食等の運営を委託する場合を含む。)**

**エ 民間団体等に対する食品・食材、学用品、生活必需品の提供等、こども宅食等の活動を支援する事業。(企業等への食品・食材等提供の働きかけ、食品・食材等の袋詰め、ボランティアの確保・派遣、周知・広報活動、自治体への働きかけ等を含む。)**

#### (4) 留意事項

##### ① アウトリーチ型の支援

ア 市町村は、民間団体等又はNPO法人等登録事業者に対して支援対象児童等の様子や家庭状況等について報告を依頼し、適宜、報告のあった情報については、必要に応じて関係機関が情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげる

イ 本事業の対象は、既に要保護児童対策地域協議会で支援対象児童とされていることにも限らず、市町村が見守りを必要と判断したこどもや子育て家庭・妊産婦等が含まれる

ウ 支援を実施するにあたっては、食事の提供を伴わないこども等の状況の把握も含まれる

エ 食事の提供には、特定の場所において提供する食事及び持ち帰り用の食事の提供も含まれるが、居宅訪問等によるこども等の状況の把握をせず、単に食事の提供のみを行う場合や市町村が必要と認めたこども等以外に対する食事の提供については、本事業の対象とはならない

オ 事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図る

カ こども等の状況の把握に当たっては、対面による実施を原則としつつ、感染症感染拡大防止等の観点から、ICT機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなどの工夫を行うことができるよう検討する

キ 実施主体から実施者への支払いに当たっては、概算で請求書を徴し支払いするほか、証拠書類などは申請時には一律に求めることはせず、事業実績報告時において提出を求めるなど負担の軽減に配慮する

#### (4) 留意事項

##### ② 都道府県による中間支援法人を介した支援

ア 都道府県は管内の市町村の見守り体制の状況を把握するとともに、管内市町村に対し、中間支援法人から助成された民間団体等がこどもの状況を把握するため宅食等の事業を行うこと等をよく周知する

また、本事業においては、市町村から民間団体等へ支援に関する情報を提供することや、市町村に対して民間団体等から支援を要するこどもの情報がもたらされることも想定しているため、利用申し込みを受ける等により支援活動を実施する際の民間団体から市町村への申し出方法や、その申し出を受けてどのように情報提供するか、またこども等への支援行うにあたり必要となる情報等を整理したうえで、業務の流れを市町村へ説明し見守り体制の整備を促進する

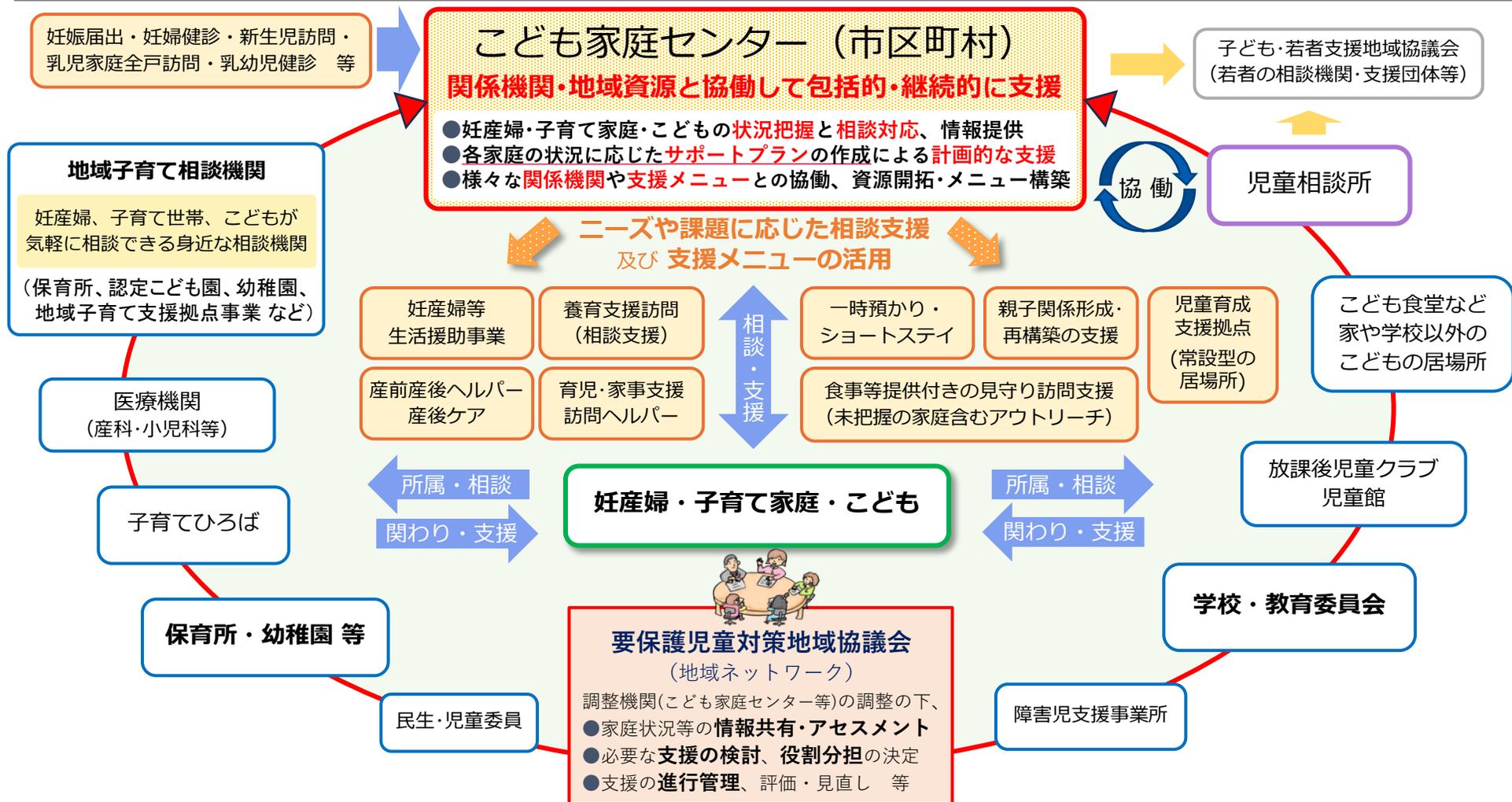
イ 都道府県は、中間支援法人へ委託又は補助を行う際に、当該中間支援法人が民間団体等への助成を行う場合は、別紙の助成要領を定める

ウ 民間団体等は、月に1回以上対象家庭に訪問しこども等の状況を把握した後、こども等の状況を定期的に市町村に報告したうえで、市町村と連携して支援を行う

エ 民間団体等は、こどもに対する宅食等を実施することについて、こども自身が支援の申し込みを行えるような工夫をすること。

# こども家庭センターを中核とした包括的・継続的な支援

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早期から支援して子育てを支える**（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて**早い段階で家庭の困難を把握・支援**する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える**体制を強化
- 設置率50.3%(R6.5.1) → **令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

### 事業の目的

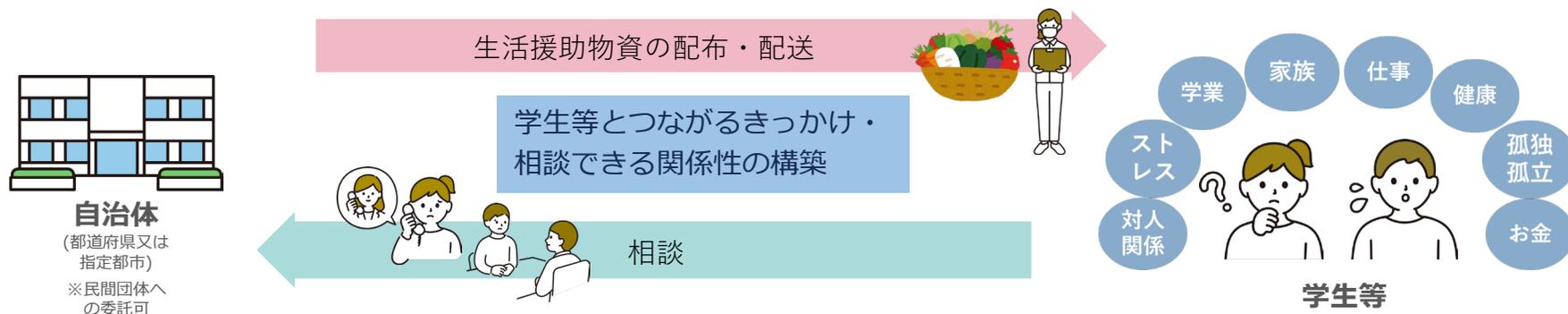
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

### 事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

#### 【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



### 実施主体等

- 【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）
- 【補助率】国：1／2、都道府県、指定都市：1／2
- 【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円